

広島県告示第百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年三月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中海田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸郡府中町大須四丁目九一番一地从先から 安芸郡府中町大須四丁目二〇五番一地从先まで					
	三五・五〇 五〇・五〇	三一・〇〇 五〇・〇〇		四七・〇〇	拡張